

計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件の一部改正案に対する意見公募要領

令和8年5月11日
経済産業省イノベーション・環境局計量行政室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

引用されている日本産業規格が改正されていることから、計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件（平成三十年経済産業省告示第百七十五号）の一部改正を行うこととしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件の一部改正案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布
経済産業省イノベーション・環境局計量行政室
(東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館5階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年5月11日（月）～令和8年6月10日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから御提出下さい。
※可能な限りこちらの方法で御提出下さい。
- (2) 郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省イノベーション・環境局計量行政室 パブリックコメント担当宛
- (3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bzl-keiryogyosei@meti.go.jp

(電子メールの件名を「計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件の一部改正案に対する意見」として下さい。)

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承下さい。

御提出いただきました御意見につきましては、氏名、連絡先等（住所、電話番号及び電子メールアドレス等）を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

